

森林再生事業枝打ち等業務委託仕様書

1 対象森林の選定等

- (1) 枝打ち業務を行う森林は、原則として平成30年度から令和5年度までに森林再生事業による間伐を実施した森林から、発注者が指示するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる基準にもとづき、発注者と協議の上、予定地を選定することとする。
 - ア 過去に対象地となり、枝打ちが未実施な森林
 - イ 集落、公道、鉄道、ハイキング道の近辺にある森林
 - ウ その他発注者の指示によるもの

2 作業の実施

- (1) 枝打ちする樹種は、スギおよびヒノキとすること。
- (2) 枝打ち面積は、枝量が多く、針広混交林化の促進効果が大きい箇所を主体に森林再生事業を実施した森林の総面積の7割とする。ただし、0.1ヘクタール以下（小数点第3位四捨五入）の場合は全区域とする。
- (3) 業務完了の報告は、「森林再生事業枝打ち等実施報告書」により行い、当該報告書には次の項目を添付すること。
 - なお、提出に当たっては、電子媒体（CD-R）で用意するものとする。
 - ア 測量結果図面
 - イ 樹種割合、立木密度、林齢、標準直径等の基礎データおよび現地位置図
 - ウ 記録写真撮影基準（別紙2）にもとづく「作業記録写真帳」
 - エ 令和8年度枝打ち事業実施費用内訳書（別紙3）
- (4) 作業の実施方法は次によるものとする。
 - ア 枝打ちの方法は、樹木の枝下から、一律4.0メートルとする。
 - イ 残枝長を可能な限り短くするように枝打ちすること。
 - ウ 幹の樹皮が剥がれないよう、幹に傷を付けないよう行うこと。
 - エ 枝の集積は、安全対策上必要な場合を除き原則的に行わない。
 - オ 作業に当たっては、周辺施設、地形、風向き、風速等を考慮する

とともに、枝が流出しないように注意すること。

カ 事業地の位置の測定を行うとともに、目印となる測点 1 点以上に杭を設置すること。位置の測定は G P S により緯度、経度、標高等を測定する。

また、計測した位置データを紙および電子媒体により発注者に提出すること。

キ 既存の測量成果をもとに、実施面積の現地確認が可能なように作業範囲を明示するとともに、図面を作成し、発注者に提出すること。

ク 作業箇所における樹種割合、立木密度、林齢、標準直径等の基礎データを記した令和 7 年度森林基礎データ等一覧（別紙 4）および施行地位置図（A 3 判程度別紙 5）を発注者に提出すること。

3 補正積算要領

作業実施山林が次に該当する場合は、単価表に明示のとおり「補正」積算するものとする。

(1) 通勤補正

入山地点から作業現場の中心地までの片道通勤時間を 3 0 分ごとに区分し、通勤補正する。ただし、入山地点とは、作業現場に到達するまでの通常のコース上で、自動車から降車して徒歩による移動を開始する地点等とする。なお、区分は以下のとおりとする。

入山地点からの通勤時間（片道）	
①	～ 3 0 分
②	3 1 ～ 6 0 分
③	6 1 ～ 9 0 分
④	9 1 ～ 1 2 0 分
⑤	1 2 1 分～

(2) 密度補正

林内の状況は以下を基準とする。

枝打ち対象木の密度（目安）	
疎	1 0 0 平方メートル当たり 1 5 本以下
中	1 0 0 平方メートル当たり 1 6 本～ 1 9 本
密	1 0 0 平方メートル当たり 2 0 本以上

※当該林分を代表する標準地 100 平方メートルにおけるスギ・ヒノキの本数。

※上記基準に著しく乖離する場合は、協議の上、定めることとする。

4 付帯作業積算要領

付帯作業については、施行場所ごとに協議の上、適用する。

(1) 付帯作業費

付帯作業費は下記、作業の数量に応じて、費用を算出すること。

付帯作業	項 目	単位	単価（円）
①	コンパス測量	ヘクタール	91,600
②	GPS 測量	箇所	2,300
③	山見割増	回	15,400
④	作業道設置	メートル	420
⑤	牽引伐採	本	7,800
⑥	風倒木等伐採 直径 22～40 センチメートル	本	7,800
	直径 41～60 センチメートル	本	16,000
	直径 61 センチメートル以上	本	41,500
⑦	作業案内板		
	設置	基	108,100
	撤去	基	29,600
⑧	防護柵設置	メートル	4,400
⑨	土壌保全柵設置	メートル	13,000
⑩	交通整理（2 人／組）	日	47,700
⑪	クレーン等運転	日	50,400

(2) 付帯作業の適用範囲

付帯作業を加える際は、以下の適用範囲による。

① コンパス測量（単位：ヘクタール）（諸経費対象外）

事業地面積の確定を行う。測量に際し、後日復元できるよう確認しやすい測点 1 点以上にプラスチック杭（70 ミリメートル×70 ミリメートル×600 ミリメートルを標準とする。）を設置する。

② GPS 測量（単位：箇所）（諸経費対象外）

G P S 機器により位置情報（緯度経度）を事業地 1 箇所につき 2 点測定する。測定に際し、後日復元できるよう確認しやすい測点 1 点以上にプラスチック杭（7 0 ミリメートル×7 0 ミリメートル×6 0 0 ミリメートルを標準とする。）を設置する。

③ 山見割増（単位：回）（諸経費対象外）

境界が分りづらく、隣接所有者等と 2 回以上現地立会いを行う場合。なお、初回の現地立ち合い分は、計上しない。

④ 作業道設置（単位：メートル）

事業地を安全に移動するために必要な場合、最低限の作業用歩道（幅員 0 . 4 メートル程度）を設置する。

⑤ 牽引伐採（単位：本）

道路、鉄道および住宅等に近接している立木を牽引作業し、伐採する。

⑥ 風倒木等伐採（単位：本）

風雪害等により幹が曲がっている木や根が浮いている木、作業の安全確保に支障となる立木等を伐採する。なお、支障木の伐採は、必要最低限とする。

⑦ 作業案内板設置・撤去（単位：基）

遊歩道沿いなど、森林再生事業実施地であることを現場で明示する必要がある場合、案内板を設置する。なお、破損、老朽化等により効果が得られない既設の案内板は、撤去し新設する。

⑧ 防護柵設置（単位：メートル）

作業時に落石等が事業地外に出ることを防ぐため、最低限の防護柵（柵高 0 . 3 メートル程度）を設置する。

⑨ 土壌保全柵設置（単位：メートル）

事業地において土壌流出のおそれがある場合、土壌保全柵を設置する。

⑩ 交通整理（2 人／組）（単位：日）

道路、鉄道および住宅等の近接地作業において、安全確保の必要がある場合、交通整理員を配置する。

⑪ クレーン等運転（単位：日）

道路直近や溪流沿いなどでの作業において、伐採木の流出防止の

ためトラッククレーン等を使用し伐採木を整理する場合。

5 確認および立会い等

発注者は、補正内容を確認するために、必要に応じ現場立会いを行い、資料請求を行うことができるものとする。

また、受注者は、確認および立会いに要する準備、人員および機材等の提供ならびに資料等の整備を行うものとする。

6 安全管理

(1) 受注者は、業務の実施にあたっては、労働安全衛生法・労働安全衛生法施行令・労働安全衛生規則・チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインを厳守して安全作業を行うこと。

(2) 受注者は、天災等に対しては、平素から気象予報などについて十分注意を払い、常にこれらに対処できる防災体制を確立しておくこと。

(3) 受注者は、作業現場内の危険防止のため次の事項を守り、日頃から防災設備を施すなど、常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。

また、連絡手段として携帯電話等又は無線機による通信機器を携行すること。災害等の非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機の措置がとれるようにしておくこと。

(4) 受注者は、作業の実施に当たり必要な人員を配置して、安全管理と事故防止に努めること。

(5) 受注者は、始業前に作業内容および安全対策の打合せを行い、使用器具等の点検、下肢の切創防止用保護衣、衣服、手袋、安全靴および保護帽等の保護具の着用等を従事者相互に確認すること。

また、作業を安全に行うため、始業前に準備体操等を行うこと。

(6) 受注者は、定期的に労働安全管理の打合せ、講習会、訓練等を行い、従事者の安全管理に対する知識や意識の向上を図ること。

(7) 受注者は、チェーンソー等を使用する場合、振動・騒音の小さい機器を使用して振動障害の予防に努めること。

(8) 受注者は、ガソリン等の危険物を使用する場合の保管および取扱いについては、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）等を遵守し、安全対策を講じること。

(9) 受注者は、伐木等作業を行う場合には、作業地の概況、作業の方法

等および作業の安全対策を含む作業計画を定めること。作業現場での危険に対する認識を常に持ち、作業計画に記載した適正な作業手順、従事者の配置、合図の方法等を従事者に徹底させること。作業開始前に朝礼等の安全衛生に関する打合せを活用し、作業計画の説明を行う等の方法で、受注者は従事者に確実に周知を行うこと。

(10)受注者は、高所、急斜面等で作業を行う場合、墜落制止用器具の着用等を行うとともに、従事者に対して、事前に安全教育を実施するなどの対策を講じること。

(11)受注者は、落石等の危険が予想される場所で作業を実施する場合、必要に応じて防護ネット等を使用し、第三者および従事者の安全を確保すること。

(12)受注者は、作業用の機械、器具等を取り扱う場合、所定の技能講習等を受けた者を配置すること。

(13)受注者は、作業中に事故が発生した場合、直ちに作業を中止して第三者および従事者等の人命の安全確保をすべてに優先させ、応急措置を講ずるものとする。

また、受注者の作成した緊急連絡通報図にもとづき、事故発生より速やかに関係機関への連絡および報告を行い、その指示に従うとともに被害拡大の防止に努めること。報告は別紙8「林業の労働災害速報」を提出することを標準とする。

以 上